

パブリックコメント手続において寄せられた意見等を  
踏まえた指針案の変更点

該当箇所	変更点
第2 用語の説明 等	「 <u>労働者等</u> 」
第2 用語の説明	「 <u>不利益な取扱い</u> 」とは、公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して行う解雇 <u>その他不利益な取扱いをいう。</u>

(下線部分が変更点)